○外務省告示第三百三号

平成二十三年七月二十日にチュニスで、円借款の供与に関する日本国政府とチュニジア共和国政府との間の平成十六年三月二十六日付けの交換公文に従ってチュニジア共和国政府に供与されることになった北部地域導水計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がチュニジア共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により、平成二十六年七月二十六日まで延長される旨の口上書の交換が、チュニジア共和国政府との間に行われた。

平成二十三年八月三十日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第三百四号

平成二十二年八月十日にアスタナで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がカザフスタン共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十三年七月十一日に効力を生じた。

平成二十三年八月三十日

外務大臣　松本　剛明

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、カザフスタン共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とカザフスタン共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　六十三億六千百万円（六、三六一、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、ＣＡＲＥＣ物流回廊（ジャンブル州）整備計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、カザフスタン共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、カザフスタン共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、七年の据置期間の後十八年とする。

(b)　利子率は、年一・七パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後九年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、カザフスタンの実施機関が調達適格国の供給者又は請負業者に対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

4　カザフスタン共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がアジア開発銀行との円借款協調融資促進枠組みを実施するためにアジア開発銀行と国際協力銀行との間で結ばれた枠組合意（現在はアジア開発銀行とＪＩＣＡとの間で適用されており、国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　カザフスタン共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してカザフスタン共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためカザフスタン共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　カザフスタン共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してカザフスタン共和国において課されるすべての財政課徴金及び租税

(b)　供給者又は請負業者として活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してカザフスタン共和国において課されるすべての財政課徴金及び租税

(c)　供給者又は請負業者として活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してカザフスタン共和国において課されるすべての関税及び関連の財政課徴金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者又は請負業者として活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してカザフスタン共和国において課されるすべての財政課徴金及び租税

8　カザフスタン共和国政府は、次のことを確保するために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びカザフスタン共和国の一般公衆の安全を確保し及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され及び使用されること。

9　カザフスタン共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をカザフスタン共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のカザフスタン共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十年八月十日にアスタナで

カザフスタン共和国駐在

日本国特命全権大使　夏井重雄

カザフスタン共和国

外務次官　ヌルラン・エルメクバエフ閣下

（カザフスタン側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をカザフスタン共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のカザフスタン共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十年八月十日にアスタナで

カザフスタン共和国

外務次官　ヌルラン・エルメクバエフ閣下

○財務省告示第二百八十三号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条の三第一項の規定に基づき、財務大臣が平成二十三年（二千十一年）東北地方太平洋沖地震による同項に規定する指定地域への影響の程度を勘案して別に定める日を次のように定める。

平成二十三年八月三十日

財務大臣　野田　佳彦

財務大臣が平成二十三年（二千十一年）東北地方太平洋沖地震による次に掲げる指定地域への影響の程度を勘案して当該指定地域に係る別に定める日を平成二十三年九月二十九日とする。